

各都道府県消防防災主管部長 殿

東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長

死者の発生した住宅火災の続発を踏まえた住宅防火対策の徹底の具体的方策について

平成18年1月4日に兵庫県姫路市の住宅火災により5名の児童が亡くなるなど、最近、死者を生ずる火災が相次いで発生している状況にかんがみ、「死者の発生した住宅火災の続発を踏まえた住宅防火対策の徹底について」(平成18年1月25日付け消防予第35号。以下「長官通知」という。)により、住宅防火対策の徹底について各都道府県知事あてに通知したところです。

今般、長官通知の具体的方策を実施するにあたり、下記に十分留意するとともに、地域の実情に応じた効果的な方策を実施するようよろしくお願いします。

記

1 報道機関との連携

住宅火災により死者が発生した場合、住宅用火災警報器等の設置の有無を調査し、報道機関へ情報提供すること。また、住宅用火災警報器等が設置されていない場合は、住宅用火災警報器等により死者の発生を防止できた可能性が高いことについても説明すること。

2 広報誌等と連携した積極的な広報の実施

市報など地域の広報誌、住宅防火対策に係るリーフレット等の編集・出版等と連携し、住宅火災が続発していること、住宅用火災警報器等の設置が消防法により義務付けられたこと、並びに住宅火災の早期発見及び住宅火災からの早期避難に住宅用火災警報器等が有効であること等を広く周知すること。

3 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した普及・啓発活動等

(1) 住民指導方法の講習会の開催

本年3月1日から始まる春季全国火災予防運動に先駆けて、住宅用火災警報器等PRハン

ドブック（平成17年4月27日付け消防消第99号、消防防第74号及び消防安第81号で通知した
もの。）を活用し、消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等を対象とした住民指
導のための講習会を開催すること。

(2) 住宅用火災警報器等の設置に係る情報提供等

地域における住宅用火災警報器等取扱い店舗等について把握し、消防団、婦人（女性）防
火クラブ及び自主防災組織等並びに地域住民に対して情報提供すること。なお、住宅防火対
策推進協議会のホームページ（<http://www.jubo.go.jp/>）には、住宅用火災警報器の取扱い
店舗が掲載されているので活用されたい。

また、近日中に住宅用火災警報器の共同購入等の相談窓口についても併せて掲載される予
定であるので、市町村、町会自治会、消防本部、消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主
防災組織等において共同購入を計画する場合の参考とされたい。

4 その他

1 から 3 に掲げるもののほか、地域において住宅用火災警報器等の広報・普及・啓発活動に
資する効果的な広報等を行うこと。